

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業 実施方針（変更版）

豊橋市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により、平成25年11月25日に豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業に関する実施方針について公表したところである。

このたび、内容の一部を変更したので、同法第5条第4項の規定により公表する。

平成26年1月31日

豊橋市長 佐原 光一

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 石黒 拓夫

豊橋市バイオマス資源利活用施設
整備・運営事業

実 施 方 針

(変 更 版)

平成 26 年 1 月

豊 橋 市

豊橋市上下水道局

目 次

第 1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業の名称	1
2 事業の目的	1
3 公共施設等の管理者の名称.....	1
4 対象となる公共施設等の概要.....	2
5 事業方式と事業範囲.....	2
6 事業期間	5
7 選定事業者の収入.....	5
8 都市計画変更	8
9 特定事業の選定及び公表.....	8
第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	10
1 募集及び選定の方法.....	10
2 民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）	10
3 応募者の資格等	10
4 審査及び事業者決定の手続き.....	14
第 3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1 基本的な考え方	15
2 事業の実施状況のモニタリング.....	15
3 事業期間終了後の措置.....	15
第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
1 立地条件等	16
2 施設構成の概要	16
3 予測バイオマス量.....	17
第 5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	18
1 係争事由に係る基本的な考え方.....	18
2 管轄裁判所の指定.....	18
第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	19
1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	19
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	19
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合..	19
4 その他	20
5 金融機関との協議.....	20
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	21
1 法制上及び税制上の措置.....	21
2 財政上及び金融上の支援.....	21
第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	22

1 議会の議決	22
2 参加に伴う費用負担.....	22
3 実施方針に関する説明会の開催等.....	22
4 民間事業者との直接対話.....	23
5 連絡先	23

別 紙

別紙ー1 リスク分担表.....	24
別紙ー2 位置図	28
別紙ー3 敷地図	29
別紙ー4 予測バイオマス量.....	30
別紙ー5 発酵後汚泥の利活用業務について.....	31
別紙ー6 実施方針に関する説明会参加申込書.....	32
別紙ー7 実施方針に関する質問・意見書.....	33
別紙ー8 直接対話申込書.....	34
別紙ー9 本施設と既存施設の整理と役割分担.....	35

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業の名称

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）

2 事業の目的

豊橋市では、持続的発展が可能な環境先進都市づくりを目指しており、「第5次豊橋市総合計画」では、「ともに生き、ともにつくる」の基本理念のもと、「輝き支えあう水と緑のまち・豊橋」の実現に向けて取り組んでいます。これをより効果的・計画的に推進するとともに、望ましい上下水道の将来像を具現化するため策定した「豊橋市上下水道ビジョン」において、環境負荷の小さい下水道を目指し、より一層の未利用エネルギーの有効活用を図ることとしています。

また、下水道汚泥有効利用に関しては、学識経験者を含む「下水汚泥有効利用検討会」において検討した結果、基本的方向性として、下水道汚泥の有機分などの資源を最大限に活用するとともに、長期にわたり安定的な継続が可能な処理処分とすることにしています。

本事業では、未利用バイオマス資源のエネルギー利用のため、中島処理場に嫌気性消化施設を導入します。下水道汚泥に加え、し尿・浄化槽汚泥、一般廃棄物（事業系生ごみ、家庭系生ごみ）を中島処理場に集約し、混合した上で、微生物による嫌気性消化（メタン発酵）処理を行うことにより、バイオガスを取り出し、エネルギーとしての利活用を行います。これにより、以下の事業効果がもたらされることを期待しています。

ア 中島処理場の老朽化した汚泥脱水設備等の更新及び汚泥乾燥に係る維持管理コストの削減

イ 老朽化が進んだ、し尿・浄化槽汚泥及び一般廃棄物を処理する豊橋市資源化センター（以下「資源化センター」という。）の更新費用の削減

ウ 様々なバイオマスを集約処理し、発生するバイオガス量を増加させ利活用を図ることによる温室効果ガスの排出削減

エ バイオガスの利活用策として、都市ガス管注入、発電等を行うことによるエネルギーの多様化

また、本事業をPFI方式により行うことにより、民間事業者のノウハウを生かし、コスト削減及び公共サービスの品質向上が図られることを期待します。

3 公共施設等の管理者の名称

豊橋市長 佐原 光一

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 石黒 拓夫

（以下、両者をあわせて、「市」という。）

4 対象となる公共施設等の概要

(1) 名称

豊橋市公共下水道中島処理場

(2) 事業の対象となる施設

事業の対象となる施設は、下水道汚泥、し尿・浄化槽汚泥及び生ごみのバイオガス化施設であり、新規整備（既存機械濃縮設備及び汚泥脱水設備の更新を含む。）及び維持管理・運営を行う施設（以下「本施設」という。）と、維持管理・運営を行う既存施設（以下「既存施設」という。）で構成されます。

(3) 処理対象物

ア 公共下水道汚泥

イ 地域下水道汚泥（濃縮）

ウ し尿・浄化槽汚泥

以下、ア～ウを併せて「汚泥」という。

エ 家庭系一般廃棄物（生ごみ）

オ 事業系一般廃棄物（生ごみ）

以下、エ～オを併せて「生ごみ」という。

以下、ア～オを併せて「バイオマス」という。

(4) 施設規模

ア 汚泥：約 472 m³/日（事業期間中においてバイオマスの固形物量が最大となる年度の日平均値）

イ 生ごみ：約 59 t/日（事業期間中においてバイオマスの固形物量が最大となる処理規模の年度の日平均値）

5 事業方式と事業範囲

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、同法第8条第1項の規定による選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて本施設及び既存施設（以下、「本施設等」という。）の維持管理・運営を行うBTO（Build-Transfer-Operate）方式とします。

本施設等の維持管理・運営期間は、施設の供用開始から20年間とします。

なお、未利用地利活用業務を除き、本事業の実施に必要な土地は選定事業者は無償で貸付けます。

本事業における選定事業者の業務範囲は次の（1）から（5）までのとおりです。

(1) 本施設の設計業務

ア 基本設計業務

イ 実施設計業務

ウ 設計に伴う各種申請等の業務

- エ 市が実施する近隣説明への協力業務
- オ 設計図書の提出
- カ 完了検査

(2) 本施設の建設業務

- ア 既存設備（機械濃縮設備、汚泥脱水設備）の撤去及び更新業務
- イ 建設用地の造成業務
- ウ 建設・更新業務（各種申請業務、近隣調整及び準備調査等含む。）
- エ 供用開始準備業務（試運転業務、遂行体制整備等含む。）
- オ その他建設に必要な関連業務（完工検査、各種申請図書の提出等）

(3) 本施設等の維持管理・運營業務

- ア 維持管理・運営計画等の策定業務
- イ 維持管理業務
 - (ア) 点検・保守業務
 - (イ) 修繕・更新業務

事業期間中、選定事業者は、本事業を実施するために、本施設等において必要となる全ての修繕・更新及び既存施設において必要となる全ての修繕を行うこととします。

なお、既存の汚泥乾燥設備については、事業終了までに撤去することとし、汚泥利活用方法に応じて、事業期間中の更新又は、発酵後汚泥の利活用のための設備の建設などを行うこととします。

また、既存の汚泥乾燥設備を事業終了まで利用することも可能とします。その場合、発生する大規模修繕は選定事業者にて実施することとし、事業終了時の撤去は不可とします。

ウ 運營業務

(ア) バイオマスの受け入れ管理及び処理業務

選定事業者は、バイオマスの受け入れ、管理、計測、発酵不適物の資源化センター（豊橋市豊栄町字西 530 番地）への運搬、料金徴収代行を行います。

発酵不適物の資源化センターへの運搬は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）に基づき、選定事業者から第三者への委託は不可とします。なお、発酵不適物の資源化センターへの搬入料金は、市の負担とし、サービス対価には含まないものとします。

(イ) バイオガスの利活用業務（利活用方法は提案による。）

選定事業者は、発生したバイオガスを自らの提案する方法により利活用することができます。また、利活用により得られる収入は、選定事業者の収入とします。

- (ウ) 試験業務
- (エ) 報告業務
- (オ) ユーティリティ等の調達・管理業務

エ その他維持管理・運営に必要な関連業務

- (ア) 清掃業務
- (イ) 警備業務
- (ウ) 外構維持管理業務
- (エ) 危機管理対応業務
- (オ) 本施設等のPR業務（パンフレット等作成、見学者対応）
- (カ) 地域住民対応業務
- (キ) 維持管理の調査・研究のために必要となるデータの整理・協力

オ 事業終了時の引継業務

- (ア) 事業終了後の市の大規模修繕・更新等業務への提案業務
- (イ) 引継業務

(4) 発酵後汚泥の利活用業務

発酵後汚泥については、別紙5に示す方法により利活用等を行ってください。

(5) 付帯事業

ア 未利用地利活用業務

対象敷地内の未利用地において、選定事業者の独立採算による事業を行うことができます。ただし、本施設等の次期更新を考慮し、次期更新敷地相当面積については、当該未利用地内で確保することとし、利活用不可とします。事業内容は提案によりますが、下水処理場内における用地貸付けによる事業であることに留意してください。

なお、未利用地利活用業務の実施により新たに発生する費用や、必要な諸手続き、許認可の取得、近隣説明や近隣対応等は全て選定事業者の責により行うものとします。

当該業務において使用する敷地の使用料の考え方は募集要項等において示します。

未利用地の利活用を提案しない場合は、市が未利用地の利活用について検討するため、まとまった未利用地を残すように施設の配置を計画してください。

イ 提案バイオマスの処理業務

選定事業者の提案により、本市のバイオマス以外のバイオマスについても本施設等を活用し、処理することができます。（以下、選定事業者の提案によるバイオマスを「提案バイオマス」という。）

提案バイオマスの処理により新たに発生する費用や、必要な諸手続き、許認可の取得、近隣説明や近隣対応等は全て選定事業者の責により行うものとします。

なお、提案バイオマスの処理量に応じて、市に施設利用料を支払う必要があります。施設利用料の考え方については、募集要項等において示します。

提案バイオマス量については、し尿・浄化槽汚泥、生ごみと提案バイオマスを併せた処理量（t-wet）が、下水道汚泥の処理量（m³）を超えないようにしてください。

ここでの下水道汚泥の処理量とは、図2施設構成の概要に示す重力濃縮槽及び機械濃縮を経た直後の下水道汚泥量と場外から車両搬入される下水道汚泥量を併せたものとし、その時のバイオマスと汚泥の比重は同じものとみなします。

(6) 市の業務範囲

本事業における市の業務範囲は以下のとおりです。

- ア 交付金の申請手続き
- イ 公共下水道汚泥の送泥、運搬・投入
- ウ 地域下水道汚泥（濃縮）、し尿・浄化槽汚泥、生ごみの運搬・投入
- エ 返流水の受入れ
- オ 再生水の提供

6 事業期間

本事業の事業期間は平成26年12月の契約締結から平成49年9月までの22年9か月を予定しています。

表1 事業スケジュール（予定）

日程	スケジュール
平成26年12月	事業契約の締結
平成26年12月～ 平成29年9月	設計・建設期間（試運転期間含む。）
平成29年9月	施設の引渡
平成29年10月～ 平成49年9月	維持管理・運営期間

7 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、市のサービス購入費、バイオガスの利活用による収入、発酵後汚泥の利活用等による収入、未利用地利活用による収入、提案バイオマスの処理料及び提案バイオマスから発生するバイオガスの利活用による収入とします。

(1) 市のサービス購入費

市は、選定事業者が本施設の設計・建設業務、本施設等の維持管理・運営業務及び発酵後汚泥の利活用業務の対価としてサービス購入費を支払います。サービス購入費の構成は以下のとおりです。

- ア 設計・建設業務の対価

表 2 設計・建設業務の対価の支払い方法

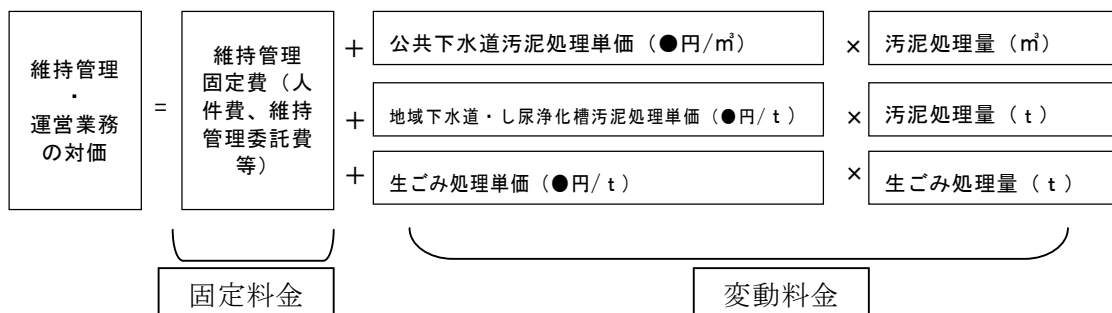
支払い方法	概要
a 竣工時一括払い	本施設の引渡し後、設計業務、建設業務の対価のうち、交付金に該当する金額を一括で選定事業者に支払う（事業期間中に更新する施設を除く。）。
b 事業期間中の割賦払い（元利均等）	本施設の供用開始時に引渡す施設の設計業務、建設業務の対価のうち、a 以外の事業費については、維持管理・運営期間にわたって選定事業者が四半期ごとに割賦で支払う。
c 更新時一括払い	提案書に基づき、事業期間中に更新又は建設を行う既存の汚泥乾燥設備について、交付金に該当する金額を更新後に一括で選定事業者が支払う。
d 事業期間中の更新にかかる割賦払い（元利均等）	提案書に基づき、事業期間中に更新又は建設を行う既存の汚泥乾燥設備の設計業務、建設業務の対価のうち、c 以外の事業費については、更新終了後の維持管理・運営期間にわたって選定事業者が四半期ごとに割賦で支払う。

イ 維持管理・運営業務の対価

市は、選定事業者が行う本施設等の維持管理・運営業務に対する対価を、サービス購入費として維持管理・運営期間にわたり、四半期ごとに支払います。

サービス購入費は、固定料金と変動料金で構成されるものとします。変動料金は、バイオマスの処理量に従い変動する費用（燃料費、光熱水費、薬剤費、消耗品費等）とし、従量制（処理量実績×提案単価）で支払います。

なお、提案単価は、バイオガスの利活用により得られる収入をあらかじめ考慮し差し引いた提案額とします。提案単価がマイナスの額の提案も可能です。



ウ 発酵後汚泥の利活用業務の対価

(7) 有価物としての利活用

有価物として市から買い取り販売する発酵後汚泥の利活用にかかる費用(市からの買い取り費用、運搬費等)については、販売による対価による独立採算とし、市からのサービス対価は支払いません。

なお、有価物として選定事業者が利活用する量は提案によります。

(イ) 非有価物としての処理

全体の TS 量から、(ア) 選定事業者により利活用した量(提案量)を差し引いた TS 量(t)に対し、提案単価(円/t)から実際の処理量に応じて、資源化センターにおける処理費を差し引いた額をサービス対価として支払います。提案単価には、資源化センター等への運搬費用及び処理費が含まれます。

なお、資源化センター等での処理費については、実際の処理量に応じ、サービス対価を減額することとし、資源化センター等での直接支払いは発生しません。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{非有価による処} \\ \text{理に関するサー} \\ \text{ビス対価} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{非有価に関す} \\ \text{る提案 TS 単価} \\ \text{(円/t)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{TS 量(全体一} \\ \text{(ア)の提案)} \\ \text{(t)} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{資源化センターにおけ} \\ \text{る処理費(実際の処理量} \\ \text{に応じた額)} \end{array}}$$

(ウ) 市による緑農地還元

市が直接緑農地還元を行うために引き取りを求めた場合は、以下の方法によりサービス対価を支払います。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{非有価によ} \\ \text{る処理に関} \\ \text{するサービ} \\ \text{ス対価} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{非有価に} \\ \text{関する提} \\ \text{案 TS 単価} \\ \text{(円/t)} \end{array}} \times \left(\boxed{\begin{array}{c} \text{TS 量(全} \\ \text{体一(ア)} \\ \text{の提案)} \\ \text{(t)} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{市が引き} \\ \text{取った量} \\ \text{(TS量換} \\ \text{算)(t)} \end{array}} \right) - \boxed{\begin{array}{c} \text{資源化センター} \\ \text{における処理費} \\ \text{(実際の処理量} \\ \text{に応じた額)} \end{array}}$$

エ 選定事業者自らの収入

(ア) バイオガスの利活用による収入

バイオガスの利活用による収入を自らの収入とすることができます。

(イ) 発酵後汚泥の利活用による収入

発酵後汚泥の利活用による収入を自らの収入とすることができます。

(ウ) 未利用地利活用による収入(付帯事業)

未利用地利活用業務による収入を自らの収入とすることができます。

(エ) 提案バイオマスの処理による収入(付帯事業)

事業者の提案による処理対象物の処理による収入を自らの収入とすることができます。

上、これを現在価値に換算することにより評価を行います。
イ 市が提供を受けるサービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととしますが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行います。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を評価の内容と併せて、速やかに公表します。

なお、特定事業に選定しないことにした場合にも、その旨を公表します。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業における民間事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う予定です。

2 民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）

民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりとします。

表3 民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）

日	程	スケジュール
平成25年	11月下旬	実施方針の公表
	11月下旬～12月中旬	実施方針に関する意見受付
	12月上旬	実施方針に関する説明会の開催
	12月中旬	直接対話（第1回）の実施
平成26年	1月	特定事業の選定・公表
	4月	募集要項等の公表
	5月	募集要項等に関する質問の受付・回答①
	6月	参加表明書の受付
	6月	直接対話（第2回）の実施
	6月	募集要項等に関する質問の受付・回答②
	8月	提案書の受付
	10月	優先交渉権者の決定
	10月	基本協定の締結
	11月	仮契約の締結
	12月	事業契約の議決

3 応募者の資格等

(1) 応募者の構成等

ア 本事業の応募者は、本施設の設計業務にあたる者（以下「設計企業」という。）、本施設の建設業務にあたる者（以下「建設企業」という。）及び本施設等の維持管理・運營業務にあたる者（以下「維持管理・運営企業」という。）を含むものとし、

イ 設計企業、建設企業及び維持管理・運営企業のうち複数、一企業が兼ねることを認めます。

ウ 応募者は、参加資格確認申請書の提出時に構成企業名及び協力企業名並びに当該企業の担当する業務を明らかにしてください。なお、構成企業とは、(6)に示す特別目的会社に対して出資する者であり、特別目的会社が直接業務を委託し、又は請負わせることを予定する者をいい、協力企業とは、特別目的会社に対して出資は行わない者であり、特別目的会社が直接業務を委託し、又は請負わせることを予定する者をいいます。

エ 応募者は構成企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定

めてください。

オ 応募者の構成企業及び協力企業並びにその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者の構成企業及び協力企業となることはできません。なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える、又は有限会社の総社員の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有する場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役又は有限会社の取締役が他方の株式会社の代表取締役又は有限会社の取締役を兼職している場合をいいます。

(2) 構成企業及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成企業及び協力企業になることはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 条）第 132 条又は第 133 条の規定による破産申立てがなされている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

エ 民事再生法（平成 11 年法律 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成 12 年 3 月 31 日以前に、同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てがなされている者

オ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算の申立てがなされている者

カ 参加資格確認申請書を提出する時までに直近 2 か年の国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者

キ 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、またこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本事業のアドバイザー業務及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者は以下のとおりです。また、「資本面若しくは人事面において関連がある」の定義については、(1)の記載事項を参照してください（クにおいて同じ。）。

(7) 八千代エンジニアリング株式会社

(イ) アンダーソン・毛利・友常法律事務所

ク 本事業にかかる審査委員会の審査委員及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者

ケ 参加資格確認申請書の提出から優先交渉権者として決定されるまでの間において、市の指名停止措置を受けた者

コ 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成 23 年 3 月 30 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除措置を受けた者

(3) 応募者の参加資格要件

応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していなければなりません。

また、各業務にあたる企業は、以下の要件を満たす必要があり、複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、当該要件を満たす必要があります。

ア 設計企業

(ア) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 平成 26・27 年度に豊橋市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。

(ウ) 設計企業が単独の場合又は複数の場合にかかわらず、(ア)及び(イ)の要件は全ての者が満たすこと。

イ 建設企業

(ア) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。)第 3 条の規定による土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、水道施設工事及び清掃施設工事につき、特定建設業の許可を有していること。ただし、建設企業が複数の場合は、複数の者で全てを満たせば良いものとします。

(イ) 平成 26・27 年度に豊橋市が発注する建設工事の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。ただし、建設企業が複数の場合は、全ての者が満たすこと。

(ウ) (ア)で有する特定建設業の許可に対応した直近の経営事項審査結果の総合評定値について、電気工事が 1100 点以上、機械器具設置工事が 900 点以上及び清掃施設工事が 1100 点以上であること。ただし、建設企業が複数の場合は、複数の者で全てを満たせば良いものとします。

(エ) 国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した下水道汚泥等のバイオマスからバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設(実証プラントを含む。)の工事を、平成 16 年 4 月 1 日以降に元請として完了した実績を有すること。ただし、建設企業が複数の場合は、(ウ)の参加資格を満たす者が複数で全て

を満たせば良いものとします。

- (カ) 建設企業が単独の場合は、必ず(ア)から(エ)の要件を全て満たし、(6)に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。
- (キ) 建設企業が複数の場合は、(イ)の要件は全ての者が満たすこととし、(ア)、(ウ)及び(エ)の要件は複数の者で全てを満たせば良いものとします。さらに、(エ)の要件を満たす者の少なくとも1社は、(6)に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。

ウ 維持管理・運営企業

- (ア) 平成26・27年度に豊橋市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。
- (イ) 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する政令で定める資格者を配置でき、国土交通省に下水道処理施設維持管理業の登録をしていること。
- (ウ) 廃掃法第21条第3項に規定する政令で定める資格者を配置できること。
- (エ) 国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した下水道汚泥等のバイオマスからバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設（実証プラントを含む。）の維持管理・運營業務を、平成16年4月1日以降に元請として1年間以上受託した実績を有すること。
- (カ) 維持管理・運営企業が単独の場合は、(ア)から(エ)の全ての要件を満たすこと。複数の場合は、上記(ア)の要件は全ての者が満たすこととし、(イ)から(エ)の要件は、複数の者で全てを満たせば良いものとします。

エ その他企業

ア～ウに示す業務以外の業務を実施する企業が構成企業又は協力企業として参画する場合は、平成26・27年度に市が発注する契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。

(4) 参加資格の確認及び失格要件

市は、応募者から提出された参加資格確認申請書について速やかに確認を行った後に、各応募者に対して参加資格要件を満たしているか否かを通知します（通知の発送日を「参加資格確認通知日」とします。）。

なお、資格確認通知を受けた応募者の構成企業又は協力企業のいずれかが、以下に該当した場合は失格とします。

- ア 参加資格確認通知日以降、優先交渉権者決定までの期間に上記第2の3(2)及び(3)において定める資格要件を欠くような事態が生じた場合
- イ 4(2)に示す審査委員会の委員に対して自己に有利になるような接触等の働きかけを行った場合

(5) 構成企業又は協力企業の変更

参加表明書により参加の意思を表明した後は、応募者の構成企業又は協力企業

の追加及び変更は原則として認めません。ただし、市はやむを得ないと判断した場合は、(6)イに示す代表企業を除き、認めることがあります。

(6) 特別目的会社の設立

ア 優先交渉権者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を市内に設立することを要件とします。

イ 応募者の構成企業はSPCに出資することとします。構成企業のうち代表企業の出資率は、出資者中最大となるようにしてください。また、構成企業の出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとします。

ウ 原則として、全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとします。また、譲渡、担保権の設定その他の処分を行う場合、市の承諾が必要です。また、この場合においても、構成企業の出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとし、代表企業の出資率は、出資者中最大とします。

4 審査及び事業者決定の手続き

(1) 提案書の審査は、あらかじめ定める事業者選定基準に基づき、学識経験者及び市職員で構成する「豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が、最優秀提案者及び次点提案者を選定します。

(2) 市は審査委員会の審査結果を基に、最優秀提案者及び次点提案者を決定します。

ア 審査は、提案価格のほか、設計、建設、維持管理、運営、バイオガス及び発酵後汚泥の利活用方法等の提案内容、事業計画の妥当性・確実性等の面から総合的に評価します。

イ 審査結果は、事業契約締結後、速やかに公表します。

ウ 事業者選定基準については、募集要項等の公表時に公表します。

第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものです。この考え方に基づいて、市及び選定事業者間における設計・建設段階、維持管理・運営段階等におけるリスク分担表を別紙-1に示します。

2 事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

市は、選定事業者が実施する施設の設計、建設、維持管理、運営等の実施状況について、モニタリングを行い、事業契約で定められた性能基準、サービス水準を選定事業者が遵守していることを確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握します。モニタリングの方法、内容等については、募集要項等に定めます。

なお、モニタリングに必要な費用は原則として市が負担しますが、モニタリングに必要な書類の整備等については、選定事業者の責任及び費用負担により行うこととします。

(2) モニタリング結果の対応

市は、モニタリングの結果、選定事業者が事業契約に定める性能基準・サービス水準及び契約条項を満たしていないと判断する場合は、選定事業者に改善勧告を行い、改善策の提出実施を求めることができます。市が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善されない場合、一定のルールに基づく市からのサービス対価の減額等の措置を行います。

改善勧告、サービス対価の減額等の具体的な手続き等は募集要項等に定めます。

3 事業期間終了後の措置

選定事業者は、事業期間終了時に本施設を、引継時における施設の要求水準を満足する状態で、市に引き継ぐものとします。

また、付帯事業についての事業期間終了後の措置については、募集要項等に定めます。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件等

立地場所	豊橋市神野新田町字中島1-2ほか（別紙-2 参照）
対象敷地	建設用地：約75,000㎡（別紙-3 参照） 既存建設用地：約15,000㎡ 以下、建設用地と既存建設用地を併せて、「事業用地」という。 （参考）全体敷地：約291,380㎡
都市計画法区域区分	市街化調整区域

2 施設構成の概要

市が想定する施設構成の概要は以下の通りです。現時点の想定であり、民間事業者による追加又は代替提案は可能です。

(1) 施設構成の概要

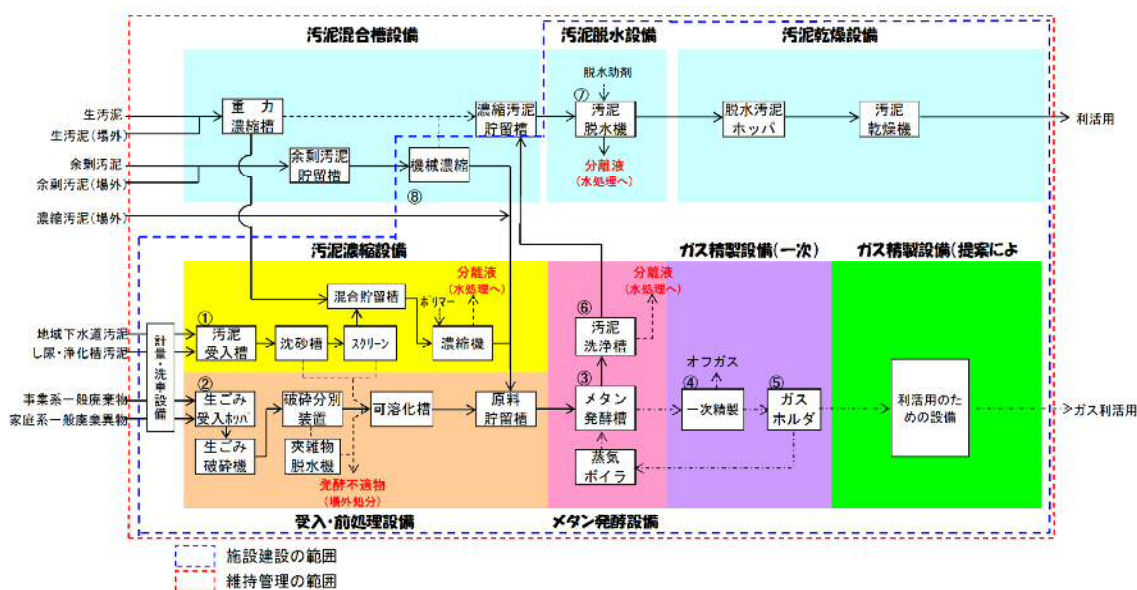


図2 施設構成の概要

(2) 本施設の概要

区 分	処理能力・規模	備考
①前処理設備	121.9m ³ /日(最大) ～81.5m ³ /日(最小)	地域下水道汚泥、し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測値から算出
②前処理設備(生ごみ)	58.8t/日(最大) ～55.1t/日(最小)	生ごみ(一般廃棄物)将来予測値から算出
③メタン発酵槽	—	
④一次精製	12,795Nm ³ /日(最大) ～12,242Nm ³ /日(最小)	固形物量から算出した想定値
⑤ガスホルダ	—	
⑥汚泥洗浄槽	—	
⑦汚泥脱水機(更新)	—	参考:現有設備能力 ・真空脱水方式:4基 ・1台あたりの平均稼働時間:約9.2hr/日 ・注入薬品:塩化第二鉄、消石灰 ・投入濃縮汚泥 96.9%(VTS:66.3%)→脱水汚泥 81.2%
⑧機械濃縮(更新)	—	参考:現有設備能力 ・25m ³ /h 3基 ・30m ³ /h 1基

表4 本施設の概要

(3) 維持管理対象施設の概要

区 分	処理能力・規模等
重力濃縮槽	R C造 直径11m×H7.3m 2槽
余剰汚泥貯留槽	R C造 1,000 m ³
濃縮汚泥貯留槽	R C造 440 m ³
汚泥乾燥機	直接熱風方式 60 t/日 2基 ※汚泥乾燥設備を更新する場合は、事業期間中の更新とする。 時期は提案による。ただし、1号乾燥機は平成28年度まで、2号汚泥乾燥設備については平成33年度まで撤去不可とし、乾燥汚泥コンベヤは平成30年度まで撤去不可とする。

表5 維持管理対象施設の概要

(4) 本施設と既存施設の整理と市と選定事業者との維持管理における役割分担

本施設と既存施設の整理と市と選定事業者との維持管理における役割分担は別紙9をご確認ください。

3 予測バイオマス量

予測バイオマス量については、別紙4をご確認ください。

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従います。

2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所豊橋支部を第一審の専属管轄裁判所とします。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、その発生の事由ごとに、次の措置をとることとします。

1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) モニタリング結果に基づく是正措置等

市は、選定事業者が事業契約で定める条件に違反した場合、又は選定事業者により提供されるサービスが要求水準を満たさないと判断した場合には、選定事業者に対して業務の改善勧告及びサービス対価の減額等を行うことができます。

(2) モニタリング結果に基づく契約解除

市は、業務の改善勧告を行ったにもかかわらず、選定事業者が一定の期間内に改善措置を講じなかった場合、又は改善することができなかつた場合には、市は事業契約を解除することができます。

また、市は、選定事業者が改善措置を講じてもなお、サービスの提供に重大な障害の発生が懸念される場合、又は業務遂行能力の回復が困難であると判断した場合には、事業契約を解除することができます。ただし、市は、事業契約を解除する前に、選定事業者に対して一定の猶予期間を与える場合があります。

(3) 選定事業者の倒産等による事業契約の解除

市は、選定事業者の倒産、財務状況の著しい悪化、その他選定事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、事業契約を解除することができます。

(4) 損害賠償

(2)及び(3)により市が事業契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償する必要があります。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業契約の解除

市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難と合理的に判断される場合、選定事業者は事業契約を解除することができます。

(2) 損害賠償

前項により選定事業者が事業契約を解除した場合、市は選定事業者が生じた損害を賠償します。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市及び選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び選定事業者双方は、事業継続の可否について協議するものとします。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手に事前に書面によりその旨通知することにより、市及び選定事業者は契約を解除することができるものとします。

4 その他

その他本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定めます。

5 金融機関との協議

市は、本事業の安定性、継続性の確保のために必要がある場合には、選定事業者に資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定（ダイレクトアグリーメント）を結ぶことを予定しています。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとします。

2 財政上及び金融上の支援

選定事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めます。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、全事業期間にわたる本事業の財源を確保するため、債務負担行為の設定等に関する議案を議会に提出し、必要な措置を講じる予定です。

また、市は、事業契約の締結にあたり、あらかじめ議会の議決を経る予定です。

2 参加に伴う費用負担

本事業の参加に係る費用については、全て参加者の負担とします。

3 実施方針に関する説明会の開催等

(1) 説明会の開催

この「実施方針」の内容について、次により説明会及び現地見学会を開催します。

ア 日時

説明会：平成25年12月2日（月）午前10時30分～

現地見学会：平成25年12月2日（月）午後1時～

イ 場所

中島処理場（豊橋市神野新田町字中島75-2）管理棟1階 会議室

ウ 参加者

本事業に参加を希望する民間企業とし、1社につき2名までとします。

出席を希望の方は、別紙-6に記載する実施方針説明会参加申込書を第8の5の連絡先へ電子メール（添付ファイル）又はFAXにて、平成25年11月28日（木）午後5時までに返送してください。

なお、市が実施方針説明会参加申込書を受信したときは、電子メール又はFAXにより、市の受信確認通知を各申込者に対して返信します。市からの受信確認通知が無い場合は、必ず第8の5の連絡先へ電話により確認を行ってください。

(2) 質問・意見等の受付

ア この「実施方針」に関して質問・意見等がある場合には、別紙-7の様式に記入し、ウの提出期間内（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）に直接第8の5の連絡先へ持参又は電子メール（添付ファイル）により送るものとします。電話での受付は行いません。なお、市が質問・意見書を受信したときは、電子メール又はFAXにより、市の受信確認通知を質問・意見等の各提出者に対して返信します。市からの受信確認通知が無い場合は、必ず第8の5の連絡先へ電話により確認を行ってください。

イ 質問・意見書の提出に際しては、別紙-7の様式を使用し、使用するソフトはMS Excel2007とし、電子データで提出してください。

ウ 提出期間

平成 25 年 11 月 25 日（月）～平成 25 年 12 月 6 日（金）午後 5 時までとします。

持参の場合の提出時間は、午前 9 時から午後 5 時の間とします。

エ 意見書、質問書に対するヒアリング

提出された質問・意見書のうち、市において確認が必要と判断したものについては、質問又は意見を提出した者に対して直接ヒアリングを行う場合があります。

(3) 意見書、質問書に対する回答等

提出された質問書に対する回答書は、豊橋市ホームページで閲覧できる他、上下水道局総務課にて、平成 25 年 12 月 26 日（木）～平成 26 年 3 月 31 日（月）まで閲覧可能です（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）。上下水道局総務課による閲覧時間は、午前 9 時から午後 5 時の間とします。

4 民間事業者との直接対話

本事業の主旨の理解促進を図るため、募集要項等の公表に先立ち、民間事業者との直接対話を実施します。

(1) 開催日時

平成 25 年 12 月 12 日（木） 午前 10 時～午後 0 時 午後 1 時～午後 4 時

(2) 参加申込

別紙-8「直接対話の申込書」に記入し、次の申込期限までに「第 8 の 5 連絡先」に示す連絡先へ E-mail により提出してください。また、件名は「豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業・直接対話申込 ●●」（●●は提出企業名）としてください。

(3) 申込期限

平成 25 年 12 月 4 日（水） 午後 5 時

(4) 参加人数

1 社 5 名以内としてください。

(5) 対話内容

原則非公表としますが、市の判断により、募集要項等に反映することがあります。なお、対話内容は優秀提案を選定する際の審査内容に影響するものではなく、また応募者の提案内容及び提案金額を拘束するものではありません。

5 連絡先

〒440-8502 愛知県豊橋市牛川町字下モ田 29 番地の 1
豊橋市上下水道局 総務課 財務グループ（公共下水道）
TEL : 0532-51-2705 FAX : 0532-51-2708
E-Mail : water-somu@city.toyohashi.lg.jp

別紙-1 リスク分担表

市とPFI事業者とのリスク分担については、下表を想定している。

段階	リスク分類	番号	リスクの内容	負担者		備考		
				市	PFI事業者			
共通	募集要項等提示資料リスク	1	募集要項等提示資料の誤りに関するもの、変更に関するもの等	○				
	応募リスク	2	応募費用の負担		○			
	契約締結（未締結・遅延）リスク	3	市の事由により契約が結べない、または遅延によるもの	○				
		4	PFI事業者の事由により契約が結べない、または遅延によるもの		○			
		5	市、PFI事業者いずれの責でもない事由により、契約が結べない（議会の議決が得られない場合を含む。）、または契約手続きが遅延した場合	△	△	双方責任を負わない（損害賠償請求は行わない。）。		
	資金調達リスク	6	PFI事業者の必要な資金の確保に関するもの		○			
	支払遅延・支払不能リスク	7	市の支払いの遅延又は不能	○		市は事業者に遅延利息を支払う。		
		8	PFI事業者の市への支払いの遅延又は不能		○	事業者は市に遅延利息を支払う。		
	制度関連リスク	行政リスク	9	市の事業方針の変更によるもの	○			
			10	本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法制度の新設、変更に関するもの	○			
		法制度リスク	11	上記以外の法令変更又は新設に関するもの		○		
			12	市が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの	○		ただし、PFI事業者の債務不履行による場合を除く。	
		許認可取得・維持リスク	13	PFI事業者が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの		○	ただし、市の債務不履行による場合を除く。	
			税制度リスク	14	法人税等収益関係税の変更に関するもの		○	
				15	上記以外の変更（消費税及び地方消費税の成立変更含む。）	○		
	社会リスク	住民対応リスク	16	事業内容等事業そのものに対する住民の反対運動等が生じた場合	○			
			17	PFI事業者による調査・設計・建設・維持管理・運営等に関する住民の反対運動、訴訟等が生じた場合		○		
		第三者賠償リスク	18	市の提示条件又は指示を直接の原因として第三者に及ぼした損害	○			
			19	上記以外の事由を原因として第三者に及ぼした損害		○		
		環境問題リスク	20	PFI事業者が行う調査、設計、建設、維持管理運営における騒音、悪臭、振動、等、環境保全に関するもの		○		
	債務不履行リスク	21	PFI事業者の事業放棄、破綻によるもの		○			
		22	改善勧告に関わらずサービスレベル回復の見込みがない場合		○			
		23	市の都合により本事業が継続されない場合	○				

段階	リスク分類	番号	リスクの内容	負担者		備考	
				市	PFI事業者		
共通	不可抗力リスク	24	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然又は人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲を超えるもの	○	△	一定の金額・割合等まではPFI事業者が負担する。	
	金利変動リスク	25	提案時から金利基準日（しゅん工日）までの金利変動	○			
		26	金利基準日（しゅん工日）以降に発生する利息に係る金利変動	○	○	金利基準日から10年後に基準金利の見直しを実施する予定	
	物価変動リスク	27	施設供用前（設計・建設に係る費用）の物価変動		○	材料費の高騰や燃料費の高騰により、やむをえない事情がある場合は、市と選定事業者との協議の上、見直すことがある。	
		28	施設供用後（維持管理運営に係る費用）の物価変動	○	△	一定の金額・割合等まではPFI事業者が負担する。	
	知的財産権侵害のリスク	29	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又はPFI事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償	△	○	PFI事業者は市に生じた損害費用についても補償する。ただし、市の指定に起因する場合は市が第三者に補償する。	
	情報漏洩リスク	30	市の帰責事由によるもの	○			
		31	PFI事業者の帰責事由によるもの		○		
	業務実施企業等に関するリスク	32	業務を委託し、又は請け負わせる企業（業務実施企業）その他の第三者（その使用人を含む。）の使用に係る責任		○		
	市の関連業務に関するリスク	33	市が本事業に関連して別途発注する業務において市が使用する第三者（その使用人を含む。）に係る責任	○		PFI事業者による当該第三者との調整が不適当であったと認められる場合を除く。	
	要求水準リスク	34	建設された施設・設備や維持管理運営業務水準が要求水準を下回った場合		○		
	付帯事業実施にかかるリスク	35	PFI事業者の提案による付帯事業の実施に関するもの		○		
	設計段階	設計変更リスク	36	市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	○		
			37	PFI事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		○	
測量・調査リスク		38	市が実施した測量・調査に関するもの	○			
		39	PFI事業者が実施した測量・調査に関するもの		○		
遅延リスク		40	市の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合	○			
	41	PFI事業者の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合		○			
建設段階	用地リスク	42	建設に関する用地の確保	○			
		43	建設に関する資材置き場の確保		○		
		44	土壌汚染に関するもの	○			
		45	地中障害物に関するもの	△	○	予見できない大規模な地中障害物は市が負担する。	

段階	リスク分類	番号	リスクの内容	負担者		備考
				市	PFI事業者	
階	建設費増大リスク	46	市の要請による費用超過、建設遅延によるもの	○		
		47	上記以外のもの		○	
	工事遅延・未完リスク	48	市の要請による工事の遅延または完工しない場合	○		
		49	上記以外のもの		○	
	設備機器・備品等納品遅延リスク	50	PFI事業者が納品する設備、備品等の納品遅延に関するもの		○	
	工事監理リスク	51	工事監理に関するもの		○	
	一般的損害リスク	52	使用前の設備・原材料の盗難、関連工事に関して生じた施設の損傷、または事故による第三者への賠償等に関するもの		○	
譲渡手続きリスク	53	施設譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの		○		
維持管理・運営段階	計画変更リスク	54	市が提示した維持管理運営業務に関する計画や前提条件の変更によるもの	○		
		55	上記以外のもの		○	
	施設・設備瑕疵リスク	56	既存施設・設備の瑕疵によるもの	○	△	PFI事業者の維持管理が適切になされていない場合を除く。
		57	瑕疵担保期間中に施設(新設)の瑕疵が発見された場合		○	
	警備リスク	58	PFI事業者の不備によるもの		○	
			上記以外のもの	○		
	施設・設備損傷リスク	59	市の帰責事由によるもの	○		
		60	PFI事業者の帰責事由によるもの		○	
		61	第三者によるもの	○	△	PFI事業者の管理義務の懈怠により発生したものはPFI事業者
	事故発生リスク	62	市又は市が別途発注した事業者の帰責事由による場合	○		
		63	上記以外のもの		○	
	受入汚泥・生ごみの品質リスク	64	受入汚泥・生ごみの質に起因する費用上昇、事故	○	△	一定の金額・割合等まではPFI事業者が負担する。
	受入汚泥・生ごみの異物混入リスク	65	受入汚泥・生ごみに混入した異物に起因する費用上昇、事故	△	○	PFI事業者との協議に基づき異物として同意されている異物が混入した場合は市、それ以外は原則PFI事業者とする。
	受入汚泥・生ごみの量の変動リスク	66	受入汚泥・生ごみの量に起因するもの	○	△	従量制の支払い方法により対応する。一定程度を超えた場合、従量制の単価見直しを実施する。
	バイオガスの需要・売買価格変動リスク	67	バイオガスを有効活用する場合の受入先の需要変動、売買価格の変動に関するもの	△	○	社会情勢の変化等により著しい変動があった場合は協議により見直しの可能性もある。
発酵後汚泥の利活用リスク	68	利活用量の需要変動、売買価格の変動によるもの	△	○	社会情勢の変化等により著しい変動があった	

段階	リスク分類	番号	リスクの内容	負担者		備考
				市	PF1 事業者	
						場合は協議により見直しの可能性もある。
		69	市が直接利用する乾燥汚泥量の変動によるもの	○		
	移管手続きリスク	70	事業期間の終了に伴う、業務の移管に係る諸経費の発生、事業会社の清算に伴う評価損益等		○	

別紙-2 位置図



別紙-4 予測バイオマス量

処理人口		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	備考	
公共下水道		232,291	233,178	234,064	234,961	235,862	236,766	237,670	238,574	239,478	240,382	241,286	242,190	243,094	243,998	244,902	245,806	246,710	247,614	248,518	249,422	250,326		
特環公共下水道		6,176	6,165	6,154	6,148	6,128	6,088	6,049	6,008	5,967	5,926	5,885	5,844	5,803	5,762	5,721	5,680	5,639	5,598	5,557	5,516	5,475		
農集排・し尿処理	人	12,087	12,079	12,072	12,057	12,022	11,995	11,962	11,931	11,900	11,857	11,811	11,765	11,719	11,674	11,629	11,584	11,539	11,494	11,449	11,404	11,359		
し尿・浄化槽																								
合計		250,554	251,422	252,290	253,166	254,032	254,920	255,808	256,696	257,584	258,472	259,360	260,248	261,136	262,024	262,912	263,800	264,688	265,576	266,464	267,352	268,240		
フレーム人口		373,802	373,203	372,604	372,000	370,798	369,596	368,394	367,192	366,000	364,800	363,600	362,400	361,200	360,000	358,800	357,600	356,400	355,200	354,000	352,800	351,600	350,400	

事業年数		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	備考
稼働開始		129,592	130,077	130,561	131,052	131,332	131,769	132,083	132,388	132,690	132,913	132,874	132,826	132,777	132,717	132,432	132,142	131,884	131,341	130,746	130,119	129,468	
公共下水道汚泥	m ³ /年	303	303	303	302	301	300	299	299	297	295	295	294	293	291	290	288	286	285	284	282	280	
特環公共下水道汚泥																							
農集排・し尿処理施設		3,018	3,018	3,015	3,015	3,004	2,998	2,991	2,982	2,975	2,963	2,954	2,941	2,931	2,918	2,902	2,888	2,871	2,855	2,839	2,822	2,806	
し尿・浄化槽汚泥		41,173	40,076	38,988	37,906	36,764	35,675	34,736	33,834	32,950	32,059	31,438	30,836	30,240	29,655	29,029	28,414	27,779	27,375	27,057	26,836	26,586 (99wt%)	
下水等汚泥 年間投入量		174,088	173,474	172,867	172,275	171,401	170,742	169,503	168,912	168,230	167,581	166,897	166,241	165,581	164,853	163,732	162,820	161,858	160,926	160,059	159,221	158,413	
公共下水道汚泥	m ³ /日	355.0	356.4	356.7	359.0	359.8	361.0	360.9	362.7	363.5	364.1	363.0	363.9	363.8	363.6	361.8	362.0	361.3	359.8	357.2	356.5	354.7	濃縮汚泥(97wt%)
特環公共下水道汚泥																							
農集排・し尿処理施設		8.3	8.3	8.2	8.3	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.1	8.1	8.1	8.0	8.0	7.9	7.9	7.8	7.8	7.7	7.7	7.7	
し尿・浄化槽汚泥		112.8	109.8	106.5	103.9	100.7	97.7	94.9	92.7	90.3	87.8	85.9	84.5	82.8	81.2	79.3	77.8	76.1	75.0	73.9	73.5	73.0	直接輸入(99wt%)
下水等汚泥 日投入量①		476.9	475.3	472.3	472.0	469.6	467.8	464.8	464.4	462.8	460.9	457.8	457.3	455.5	453.6	449.9	448.6	446.1	443.4	439.7	438.5	444.0	

生ごみ 投入量		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	備考
家庭系生ごみ	t/年	17,879	17,850	17,870	17,793	17,735	17,678	17,668	17,563	17,506	17,439	17,419	17,305	17,238	17,171	17,122	16,980	16,884	16,788	16,738	16,677	16,501	
事業系生ごみ																							
生ごみ等 年間投入量		21,479	21,450	21,470	21,335	21,278	21,268	21,163	21,106	21,039	21,019	21,095	20,838	20,771	20,722	20,580	20,484	20,388	20,338	20,277	20,101	20,101	
家庭系生ごみ	t/日	49.0	48.9	48.8	48.7	48.6	48.4	48.3	48.1	48.0	47.8	47.6	47.4	47.2	47.0	46.8	46.5	46.3	46.0	45.7	45.7	45.2	
事業系生ごみ																							
生ごみ 等日投入量②		58.8	58.8	58.7	58.6	58.5	58.3	58.1	58.0	57.8	57.6	57.4	57.3	57.1	56.9	56.6	56.4	56.1	55.9	55.6	55.6	55.1	
合計 ①+②	m ³ /日	536	534	531	531	528	526	523	522	521	519	515	515	513	511	506	505	502	499	495	494	499	

投入固形物量(TS)		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	備考
公共下水道汚泥	t/日	12.42	12.47	12.49	12.57	12.60	12.64	12.64	12.71	12.74	12.76	12.73	12.76	12.75	12.75	12.69	12.70	12.67	12.62	12.53	12.51	12.44	
特環公共下水道汚泥																							
農集排・し尿処理施設		0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
し尿・浄化槽汚泥		0.95	0.92	0.90	0.87	0.85	0.82	0.80	0.78	0.76	0.74	0.72	0.71	0.70	0.68	0.67	0.65	0.64	0.63	0.62	0.62	0.61	
家庭系生ごみ		9.80	9.78	9.77	9.75	9.72	9.69	9.65	9.62	9.59	9.56	9.52	9.48	9.45	9.41	9.36	9.30	9.25	9.20	9.15	9.14	9.04	80wt%
事業系生ごみ		1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	80wt%
合計		25.32	25.33	25.30	25.35	25.32	25.31	25.24	25.26	25.24	25.21	25.11	25.10	25.05	24.99	24.86	24.80	24.71	24.60	24.44	24.41	24.24	

投入有機物量(VS)		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	備考
公共下水道汚泥	t/日	9.94	9.98	9.99	10.06	10.08	10.12	10.11	10.17	10.19	10.21	10.18	10.21	10.20	10.20	10.15	10.16	10.14	10.10	10.03	10.01	9.96	
特環公共下水道汚泥																							
農集排・し尿処理施設		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
し尿・浄化槽汚泥		0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.12	0.12	0.12	VS:80%として算定(参考)
家庭系生ごみ		7.84	7.82	7.81	7.80	7.77	7.75	7.72	7.70	7.67	7.64	7.61	7.59	7.56	7.53	7.49	7.44	7.40	7.36	7.32	7.31	7.23	
事業系生ごみ		1.58	1.58	1.57	1.58	1.58	1.57	1.58	1.58	1.58	1.58	1.57	1.58	1.58	1.58	1.57	1.58	1.58	1.58	1.57	1.58	1.58	
合計		20.26	20.27	20.24	20.28	20.26	20.25	20.19	20.21	20.20	20.17	20.09	20.08	20.04	19.99	19.88	19.84	19.77	19.68	19.55	19.52	19.39	

※公共下水道汚泥：現有施設における汚泥量であり、新たに建設される施設より発生する返流水による汚泥量の増加は含んでいません。

別紙-5 発酵後汚泥の利活用業務について

- ア 発酵後汚泥は、選定事業者の提案により利活用を図ってください。
- イ 発酵後汚泥の利活用量は、選定事業者の提案によります。また、利活用する発酵後汚泥については、利活用可能な状態で市から有価で買い取ってください。買取価格は事業者からの提案とします。
- ウ 選定事業者が利活用しない発酵後汚泥は、乾燥状況及び性状等について、市が緑農地還元に適していると判断した場合、引取ることがあります。なお、市による引取りにあたっては、以下の内容を満たすこととします。
- ・ 選定事業者が事業期間中に定量的かつ継続的に発酵後汚泥を乾燥し、含水率 20%以下の粒状で肥料取締法による肥料として緑農地での使用が適した品質のものを生産すること。
 - ・ 発酵後汚泥の引取り及び引取り量について市と選定事業者が協議し、両者が了承すること。
- エ 選定事業者による利活用及び市による引取りを行わない発酵後汚泥は、選定事業者が処分するものとします。その場合、市の産業廃棄物として資源化センター又は市の指定する場所までの運搬、積み下ろしが選定事業者の事業範囲となります。発酵後汚泥は、含水率 20%以下とし、その運搬スケジュールはあらかじめ市と協議の上、決定することとします。また、選定事業者は、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要があります。

平成 年 月 日

実施方針に関する説明会参加申込書

豊橋市長 殿
 豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 殿

下記により豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業の実施方針に関する説明会及び現地見学会への参加を申し込みます。

【説明会】 参加 ・ 不参加 (○印をすること)

企業名		
代表者連絡先		
	電話番号	
	E-Mail	
参加者(2名まで)		
	所属	
	氏名	
	所属	
	氏名	

【現地見学会】 参加 ・ 不参加 (○印をすること)

企業名		
代表者連絡先		
	電話番号	
	E-Mail	
参加者(2名まで)		
	所属	
	氏名	
	所属	
	氏名	

【建設予定地への自家用車での来場希望】 希望する ・ 希望しない (○印をすること)

実施方針に関する質問・意見書

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業の実施方針に関する質問・意見書を提出します。

質問者	企業名	
	所在地	
	所属/担当者名	
	電話/FAX	
	Eメール	

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内容
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

【記載要領】

- ① 意見は原則としてすべて公開して回答する。
 - ② 意見は1行につき1問とし、必要に応じて適宜行を追加すること。列の追加・移動、セルの結合は行わないこと。
 - ③ 一つの箇所を対象に複数の意見を行う場合には、それぞれを互いに別の意見と見なし、各々別のセルに記載すること。
 - ④ 別々の意見文間の相互参照を行わないこと。
 - ⑤ 「頁」の列には、当該意見対象箇所が記載されているページ番号を半角アラビア数字で記載すること。
 - ⑥ 「行」の列には、当該意見対象箇所が記載されている行が当該ページ中で上から数えて何行目であるかを半角アラビア数字で記載すること。なお、文章中の空白行は一行とは数えない。表・図については数えない。表・図に対する質問の場合は、行の記載は不要とし図表番号を記載すること。
 - ⑦ 「項目名」の列には、当該意見に該当する大綱（章等）より記入すること（英数字、カタカナは全角）。
- 記入例) 第1-1-(1)-ア
- ⑧ 「質問/意見」の列には、記載内容が質問に当たるのか意見に当たるのかを記載すること。
 - ⑨ 資料毎に、対象箇所の順番に質問/意見を記載すること。

平成 年 月 日

直接対話申込書

豊橋市長 殿
 豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 殿

下記により豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業の実施方針に関する直接対話への参加を申し込みます。

企業名		
代表者連絡先		
	電話番号	
	E-Mail	
参加者(5名まで)		
代表者	所属 氏名	
	所属 氏名	
	所属 氏名	
	所属 氏名	
	所属 氏名	

※ 直接対話への参加を希望する企業ごとに提出してください。なお、本申込書を提出する場合には、別途、対話において質問・意見を行いたい内容（様式自由）を必ず提出してください(10問まで)。

別紙-9 本施設と既存施設の整理と役割分担

種別	設備種類(提案による)	業務	契約～試運転開始まで	試運転以降
本施設	(新設) ・前処理設備／・前処理設備(生ごみ) ・メタン発酵槽／・一次精製／・ガスホルダ ・汚泥洗浄槽／・利活用のための設備	維持管理 修繕 大規模修繕	—	選定事業者
	(供用開始時更新) ・汚泥脱水機 ・機械濃縮	維持管理 修繕 大規模修繕 既存施設の撤去	市／更新後は選定事業者 運営に支障がないことを条件に撤去可能	選定事業者 ※既存施設を試運転に使用する場合は既存施設も選定事業者 撤去可能
既存施設	(既存施設) 維持管理対象施設のうち、更新対象外の施設 (要求水準書別紙11参照) ・汚泥処理棟／・乾燥機棟 ・乾燥汚泥ケーキ棟／・重力濃縮棟 ・汚泥処理施設／・重力濃縮槽／ ・汚泥投入設備	維持管理 修繕 大規模修繕	市	選定事業者 市(長寿命化計画に基づき実施)

汚泥乾燥機1号機、2号機(更新する場合)

種別	設備種類	業務	契約～試運転開始まで	1号機：H29年度後 2号機：H33年度後
既存施設	汚泥乾燥機 (更新後の本施設)	維持管理 修繕 大規模修繕	—	選定事業者 ※別敷地に先行設置する場合
		維持管理 修繕 大規模修繕	市	選定事業者 ※撤去時まで
更新後は本施設	汚泥乾燥機 (既存施設)	既存施設の撤去	撤去不可	撤去可能 ※撤去時期は提案による

汚泥乾燥機1号機、2号機(更新せず使い続ける場合)

種別	設備種類	業務	契約～試運転開始まで	1号機：H29年度後 2号機：H33年度後
既存施設	汚泥乾燥機 (既存施設)	維持管理 修繕 大規模修繕 既存施設の撤去	市 選定事業者	選定事業者
		既存施設の撤去	撤去不可(契約終了時も撤去は不要)	

本施設：新設または更新後の施設

既存施設：選定事業者が維持管理を実施する施設のうち、更新対象外の施設又は更新前の施設